

改正省エネ法・エネルギー消費量算定における電線工業会ガイドライン

改正省エネ法への荷主としての対応の仕方は資源エネルギー庁他、関係機関による解説、運用指針等によるものとするが、電線業界固有の事例に対する判断規準を明確にすることにより、適法且つ効率的な算定作業を行うために本ガイドラインを作成した。

1. 算定対象

算定の対象となる輸送は次のいずれにも該当する場合とする。

- ・ 日本国内の輸送（公道を使用しない構内輸送は除く）
- ・ 輸送手段が自動車、鉄道、航空、船（内航）
- ・ 貨物の所有者としての輸送

2. 固有事例に対する考え方

2-1. 産業廃棄物

最終処分地までの把握が困難な場合は中間処理場までを把握対象とする。

2-2. 手紙、はがき（社内メール含む）

重量、距離の実績を把握できない場合はサンプリング値を固定値として1年間利用することができる。サンプリングは1ヶ月又は一定期間の重量と距離の実績又は想定値によりトンキロを算定する。

2-3. 電線屑

所有権が自らに移転した時点を起点として把握する。

2-4. 製造委託の場合の算定者

所有権の所在に関わらず対象品の輸送責任があるものが算定するものとし、委託者、受託者で協議して計上漏れ、重複計上がないよう留意するものとする。

2-5. 特殊車両

ケーブル布設専用車、低床トレーラー等の専用の特殊車両については燃費法を基本に算定する。

2-6. 二次輸送の重量、距離、積載率

中継輸送等において中継先以降の重量、距離を輸送単位で把握できない場合はサンプルデータにより車種、積載率を中継拠点単位で設定して1年間使用することができることとする。

3. 算定にあたっての留意事項

3-1. 重量

原則として実重量とするが、容積換算重量、みなし重量等を使用する場合は基準を明確にし、経年的に一貫した考え方とする。

3-2. 距離

輸送手段、輸送パターン毎に輸送距離算定方法が違う場合は、その内容を明確にし、調査毎に変わることがないようにする。

<実走以外の輸送距離算定方法>

- ・距離計算ソフトによる距離
- ・全国貨物自動車営業キロ程図
- ・県庁所在地又は市区町村毎に予め距離を設定
- ・輸送会社から提供された距離

等があるが、使用した算定方法を定期報告書に明記する必要がある。

3-3. 混合輸送における端末輸送の把握

鉄道、船舶のように両端でトラック輸送が発生する場合は各々で算定するのが原則であるが、次のような場合はメインの輸送手段で全体の輸送を行ったと見なして算定することができる。

- ・使用する発着駅、港などの選定を輸送事業者の裁量に任せており、荷主が輸送経路を特定できない。

3-4. 複数納入箇所を1車両に積み合わせた場合の距離の算定

納入毎に重量を変えて算定することが困難な場合は出発時の全重量を最後の納入地まで輸送したものと見なして算定することができる。

3-5. 路線トラック、宅配便、急便の車種と積載効率

車種、積載効率が把握不能である場合には代表的な輸送事業者の数値を使用するものとする。

4. 小規模輸送の取り扱い

データの把握が困難で小規模な下記のような貨物の輸送については、簡易的な計算又は算定の対象から省略することが出来る。

分類(輸送区分)毎に全体に占めるトンキロ割合が 0.5%未満を小規模輸送の目安とする。但し、小規模輸送として省略することを目的として区分を詳細化することがないように留意する。

なお、省略したものは定期報告書に明記するとともに、規模の確認は毎年行わなければならない。

<対象となりうる貨物の例>

- ・小口混載便
- ・産業廃棄物
- ・包装資材
- ・宅配便
- ・手紙、はがき（社内メール含む）
- ・サンプル商品
- ・販売促進用チラシ、什器、グッズ等

以上